

(第一二類 第十号)

第一百七十七回国会  
衆議院

# 東日本大震災復興特別委員会議録 第二十一号

(三九九)

平成二十三年八月二十五日(木曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長

黄川田 徹君

理事

柿沼 正明君

理事

橋本 清仁君

理事

三日月大造君

理事

額賀福志郎君

同日

辞任

金森 正君

補欠選任

谷田川 元君

同日

高橋 千鶴子君

佐々木憲昭君

同日

菊池長右門君

三輪 信昭君

同日

高橋 昭一君

道休誠一郎君

同日

金森 正君

市青葉区一番町二の九の一八廣嶋清則外二名

(第二三一号)

東日本大震災被災地でのカジノ区の創設に関する陳情書(さいたま市南区鹿手袋一の九の一九白石元貴)(第二三三二号)

同日

原子力発電所の事故に伴う放射能対策及び農業被害対策の実施を求める意見書(岩手県藤沢町議会)(第六〇八九号)

同日

高橋 千鶴子君

同日

れ日本・新党改革及び修正を出されたみんなの  
党、そして参議院で御賛成いただいた社民党、共  
産党の皆様も超党派で同じような勉強会を重ねて  
ございました。しかしながら、平時の対応を超え  
たこの仕事専門の公的な機構を新たな法律のもと  
に設立することについては政府・与党が反対し、  
参議院にこの法案は七月二十八日に全野党の賛成  
で通過しておりますにもかかわらず、きょうに  
なつてようやく趣旨説明ができるような状況でご  
ざいます。

通じて債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することによって被災地域からの人団、産業の流出を防ぎ、復興を可能とすることを特別の目的とする、そのための株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を設立し、法的安定性のもとで国が最終リスクをとることが不可欠であり、これが本法案を提出した理由であります。

法律で組織を規定することにより、役職員に罰則や守秘義務を課し、ほかの債権者の過酷な取り立てに対し停止要請もでき、政府保証借り入れを行ふことも可能になります。

以下、本法案の概要について御説明申し上げます。

大臣と財政上の所管をする財務大臣のみならず、総務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣を含めております。

第三に、農林水産業の多いこの地域は、土地利用に配慮しないと事業再生は絵にかいたもどりなってしまいます。担保財産の取得や貸し付けができるなどを法律に明記しております。そして、支援については、復興には長期間がかかりますから、最長十五年かけてじっくり行うことも法律上明記しております。

加えて、支援基準を定めるに当たっては、できる限り多くの事業者に再生の機会を与え、復興基本方針などとの整合性にも配慮することも法律上

限のない二重債務買い取り機構の設立を求めており、日弁連により短期間に十万七千人の署名が集まり、日弁連、商工会、JAなどは参考人として参議院質疑において必要性を御主張され、福島、宮城、東京などにおける各種集会、総会、商工会議所、トラック、バス業界、リース業界、JA、JFグループ、建設業界から、この法案の早期成立を求める声明が寄せられておりま  
す。

以上が、本法律案の提案理由及びその概要であ  
り、阪神大震災に比べても何倍ものベースで倒産  
が現実に生じていることにかんがみ、何とぞ御審  
議の上、速やかに御賛同いただけますようお願ひ

参議院の審議における政府・与党の方針は、事業仕分けや累次の行革によって厳しい見直しを指摘され続けており、平時における中小企業活力再生が任務の独法中小企業基盤整備機構があくまで

収益分配を目的とする投資事業有限責任組合に、  
バブルの崩壊後三つの過剰対応でつくられ、Mア  
ンドAやリストラが手段の主なものである産活法  
を根拠に八割出資し、残りの二割は金融機関が出  
資するというファンダードで、千年に一度というこの  
大災害や人類史上最悪のレベルに達している原発  
事故への対応をやらせるというものでございま  
す。

被災地に今あるのは、過剰ではなく、欠乏であります。まさに、木に魚を求むどはこのことでしょうか。ちょうどこの部屋で金融不良債権、住専問題の審議をしておりましたころ、金融機関が出資するファンドの不良債権を買い取るそういうものについて、飛ばしと批判していく方が現与党にたくさんおられたことを記憶しております。

みずから責任ではなく過大な債務を負うことになってしまった東日本大震災被災事業者に絶望のぶちから立ち直ろうと思つていただくには、従来型の中小企業支援、ながんずく収益分配を前提とした投資組合では全く足りません。靴に足を合わせさせるのではなくて、足に合わせた靴を、現場の目線で、政治主導でつくらねばならない。そのためには、リースも含む債権の買い取りなどを

通じて債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することによって被災地域からの人団、産業の流出を防ぎ、復興を可能とすることを特別の目的とする、そのための株式会社東日本大震災事業者再支援機構を設立し、法的安定性のもとで国が最終リスクをとることが不可欠であり、これが本法案を提出した理由であります。

法律で組織を規定することにより、役職員に罰則や守秘義務を課し、ほかの債権者の過酷な取り立てに対し停止要請もでき、政府保証借り入れを行うことも可能になります。

以下、本法案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この機構は、預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構などを通じて国が出資する株式会社であり、支店は、地域別でも産業別でも柔軟に幾つでもつくることができます。資金調達は、政府保証つきの民間借り入れ、あるいは、財政当局がそちらを希望するのであれば交付国債も可能でございます。今、国債が格付を下げられている現在、一般会計の負担を抑えられるという点は大きなメリットであり、事業者からの返済はすべて民間借り入れ等の返済に充てられるなどにより、最終的な負担は、二十年後の機構解散時に債務超過であれば、その部分の一部または全部のみとなります。

二重債務が救済できないと、東北被災四県の被害甚大地域だけで約三万社、三十六万人の働く人々のうち相当数が、ふるさとで暮らそうにも仕事がない、生活保護に陥ることになり、膨大な財政負担とすんだ社会がもたらされます。地域で残って働きたい人々の自立のために使う予算是、資本主義国家としても筋の通った支出であります。

第二に、再生支援を受けることができる対象者は、農林水産業者、医療法人など、あらゆる産業が含まれ、事業をする人の再生に注眼を置いていたため、転業も可能でございます。この会社の主務大臣は、金融庁所管、関係省庁調整の内閣総理大臣

大臣と財政上の所管をする財務大臣のみならず、総務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣を含めております。

第三に、農林水産業の多いこの地域は、土地利用に配慮しないと事業再生は絶にかいたもどらなってしまいます。担保財産の取得や貸し付けができるなどを法律に明記しております。そして、支援については、復興には長期間がかかりますから、最長十五年かけてじっくり行うことも法律上明記しております。

加えて、支援基準を定めるに当たっては、できる限り多くの事業者に再生の機会を与え、復興基本方針などとの整合性にも配慮することも法律上明記しております。

なお、この法案につきましては、参議院において買い取り価格などについて修正が行われております。後刻、修正提案者からその部分の御説明をいただきます。

参議院における法案審議で、金融庁は、返済停止や条件変更した民間金融債権額のみの合計五百億円、沿岸部の農漁協分三千八百億円、独立行政法人の医療、住宅向け貸し付け千四百九十九億円を合計して、対象債権を一兆七百九十億円と回答しております。これに、青森、茨城、千葉を含めた三県以外の被災地域と広がるお茶や稻わら等への放射能被害、リースの債権分、ノンバンク分、さらには、現在までは辛うじて返済できているが、このままの状況では事業再開貸し出しが困難な債務者の債務を考えれば、これを大幅に上回るのは必ず要と考えております。

ちなみに、被災五県の預金受け入れ金融機関の貸し出し合計は約二十二兆円です。

被災事業者に事業再開への希望、安心感、公平感を持っていただきためには、相当な額の政府保証借入枠あるいは交付国債をアナウンスして、被災地の皆さんにやる気を出していただくことが必要と考えております。

多くの被災者が、このような法的安定性を持つた、大きな買い取り資金枠が設定でき、対象に制

限のない一重債務買い取り機関の設立を求めており、日弁連により短期間に十万七千人の署名が集まり、日弁連、商工会、JAなどは参考人として参議院質疑において必要性を御主張され、福島、宮城、東京などにおける各種集会、総会、商工会、商工会議所、トラック、バス業界、リース業界、JA、JFグループ、建設業界から、この法案の早期成立を求める声明が寄せられておりました。

以上が、本法律案の提案理由及びその概要であり、阪神大震災に比べても何倍ものベースで倒産が現実に生じていることからがんがみ、何とぞ御審議の上、速やかに御賛同いただけますようお願い申し上げます。

○黄川田委員長 次に、本案中、参議院における修正部分の趣旨について修正案の提出者から説明を聽取いたします。参議院議員桜内文城君。

○桜内文城君 ただいま議題になりました株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案の参議院における修正部分につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

参議院東日本大震災復興特別委員会では、被災地域における事業の再生が地域の復興のための喫緊の重要課題であることにかんがみ、機関の債権買い取り等のスキームの実効性を高めるための措置等について議論を行つてまいりました。本修正は、その議論を踏まえ、金融機関が機関に対し客観的な基準を持つてスピード感ある債権の譲渡をやすくるとともに、機関に積極的に債務免除を行わせるための義務等を課すことにより、政府、金融機関、事業者という三者間での負担の公平を図るものであります。

第一に、機関が債権の買い取りを行う場合の価格は、適正な時価によるものとし、東日本大震災の発生直前の当該債権の価額に、対象事業者の事業の再生を図る観点からその被害状況等に応じて主務大臣が定める割合を乗じて得た額を基本とすること、

第二に、機関は、買い取りを行つた債権の管理



措置を含む。がないこと。

三 業務の運営が健全に行われ、東日本大震災

の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持に寄与し、

もつて被災地域の復興に資することが確実で

あると認められること。

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

(設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任)

第十条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(会社法の規定の読み替え)

第十三条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第十四条 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二節 定款の変更

第十五条 機構の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(業務の範囲)

第四章 業務

第一節 業務の範囲等

第十六条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 対象事業者(第二十条第一項に規定する対象事業者をいう。以下この項及び第三項並びに第十九条第四項において同じ。)に対して金融機関等が有する債権の買取り又は対象事業者に対する金融機関等が有する貸付債権の信託の引受け(以下「債権買取り等」という。)

二 対象事業者に対する次に掲げる業務

ハ 資金の貸付け(社債の引受けを含む。第十九条第二項第二号において同じ。)

口 金融機関等からの資金の借入れに係る債務の保証

ハ 出資(対象事業者の株式の取得を含む。第五号、第十九条第二項第二号及び第二十五条第一項において同じ。)

二 事業の再生に関する専門家の派遣

第十二条 会社法第三十条第一項の規定は、機構

の設立については、適用しない。

2 会社法第三十三条の規定は、同法第二十八条第四号に掲げる事項を機構の定款に記載し、又は記録した場合における当該事項については、適用しない。

第三章 管理

## 第一節 取締役等

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第十三条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役等の秘密保持義務)

第十四条 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(業務の範囲)

第四章 業務

第一節 業務の範囲等

第十五条 機構の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(業務の範囲)

第四章 業務

第一節 業務の範囲等

第十六条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 対象事業者(第二十条第一項に規定する対象事業者をいう。以下この項及び第三項並びに第十九条第四項において同じ。)に対して金融機関等が有する債権の買取り又は対象事業者に対する金融機関等が有する貸付債権の信託の引受け(以下「債権買取り等」という。)

二 対象事業者に対する次に掲げる業務

ハ 資金の貸付け(社債の引受けを含む。第十九条第二項第二号において同じ。)

口 金融機関等からの資金の借入れに係る債務の保証

ハ 出資(対象事業者の株式の取得を含む。第五号、第十九条第二項第二号及び第二十五条第一項において同じ。)

二 事業の再生に関する専門家の派遣

第十二条 会社法第三十条第一項の規定は、機構

本事業活動に関する必要な助言

三 対象事業者に対する債権の担保の目的となつている財産の取得並びに当該取得に係る財産の当該対象事業者その他の者に対する貸付け及び譲渡

四 債権買取り等に係る債権の管理及び譲渡その他の処分(債権者としての権利の行使に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。)

五 出資に係る株式又は持分の譲渡その他の処分

四 債権買取り等に係る債権の管理及び譲渡その他の処分(債権者としての権利の行使に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。)

六 前各号に掲げる業務に連して必要な交渉及び調査として行う法律事務

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

八 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

九 機構は、前項第八号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

十 機構が、前項各号に掲げる業務のほか、当該業務の完了までの間、事業者(対象事業者を除く。)の依頼に応じて、その事業の再生等に関し必要な助言を行うことができる。

(銀行法等の規定の適用)

第十七条 機構が前条第一項各号に掲げる業務を行なう場合には、機構を銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行と

規定期を適用する。この場合において、同法第十三条の二中「内閣府令」とあるのは「内閣府令、十四条第一項の東日本大震災復興対策担当大臣及び被災地域を管轄する都道府県知事の意見を

聽かなければならない。

二 主務大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第十四条第一項の東日本大震災復興対策担当大臣及び被災地域を管轄する都道府県知事の意見を

聽かなければならない。

三 主務大臣が第一項の規定により支援基準を定めに当たっては、被災地域において多数の事業者が自己の責めに帰すことができない事業

によりその事業の用に供する資産に甚大な被害を受けたことを踏まえ、できる限り多くの事業者に再生の機会を与えることとなるよう適切に配慮しなければならない。

4 主務大臣が第一項の規定により支援基準を定め、並びに東日本大震災復興基本法第十四条第

一項の東日本大震災復興対策担当大臣及び被災地域を管轄する都道府県知事が第二項の規定により意見を述べるに当たっては、同法第三条の東日本大震災復興基本方針及び被災地域の地方公共団体が東日本大震災から復興に係る計画

を受けた金融機関等のみならず、同法第二条第一項において準用する信託業法(平成十六年法律第

百五十四号)第二十四条第一項、第二十八条並びに第二十九条第一項及び第二項の規定並びに

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十七条第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第二十二条(第三号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

三 機構が貸金業法第二条第二項に規定する貸

業者から債権買取り等を行なう場合には、同法第二十二条(第三号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

5 主務大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

### 第三節 業務の実施

#### (支援決定)

第十九条 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であつて、東日本大震災の被災地域として政令で定める地域において債権者その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの(次に掲げる事業者を除く。)は、機構に対し、再生支援の申込みをすることができる。

一 資本金の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数を勘案して大規模な事業者として政令で定める事業者

二 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社

三 前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるもの四分の一以上を出資している法人(国又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することができないものとして政令で定める法人を除く。)

四 前二号に掲げるもののほか、その役員に占める公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第三条第二項に規定する派遣職員又は同法第十条第二項に規定する退職派遣者の割合が政令で定める割合を超えている法人その他国又は地方公共団体がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして政令で定める法人

前項の申込みは、次に掲げる書面を添付して行わなければならない。

一 当該申込みをする事業者の事業の再生の計画(当該事業者の事業の再生のおおよその見通しを記載した書面を含むものとする。以下「事業再生計画」という。)

二 第四項後段に規定する支援決定が行われた場合において、当該申込みをする事業者に対

し、債権者その他の者が資金の貸付け又は出資を行う旨を約していることを証する書面

3 第一項の申込みをする事業者が認定支援機関(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第二百三十一号)第四十一条第二項に規定する認定支援機関をいう。以下同じ。)から第五十九条第二項の規定による書面の交付を受けた中小企業者であるときは、当該書面を添付して申込みをすることができる。

4 機構は、第一項の申込みがあったときは、遅滞なく、支援基準に従つて、再生支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者(前項に規定する中小企業者が申込みをした場合には、当該申込みをした中小企業者及び当該書面を交付した認定支援機関)に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定(以下「支援決定」という。)を行ったときは、併せて、次条第一項に規定する関係金融機関等の選定、対象事業者の事業の再生のために当該関係金融機関等が同項各号に掲げる申込み又は同意をすることが必要と認められる債権の額以下「必要債権額」という。)及び同項に規定する買取申込み等期間の決定並びに第二十二条第一項に規定する回収等停止要請をすべきかどうかの決定を行わなければならない。

5 機構は、再生支援をするかどうかを決定するに当たっては、第一項の申込みをした事業者における事業再生計画についての労働者との協議の状況等に配慮しなければならない。

6 機構は、再生支援をすることを決定したときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

7 支援決定は、機構の成立の日から五年以内に行わなければならない。ただし、被災地域の復興の状況を勘案して必要があると認められる場合は、主務大臣の認可を受けて、その期間を延長することができる。

#### (買取申込み等の求め)

第二十条 機構は、支援決定を行ったときは、直ちに、その対象となつた事業者(以下「対象事業者」という。)の債権者である金融機関等のうち、ために協力を求める必要があると認められるもの(以下「関係金融機関等」という。)に対し、支援決定の日から起算して三月以内で機構が定める期間(以下「買取申込み等期間」という。)内に、当該関係金融機関等が対象事業者に対する有する全ての債権につき、次に掲げる申込み又は同意をする旨の回答(以下「買取申込み等」という。)をするよう求めなければならない。この場合において、関係金融機関等に対する求めは、支援決定を行った旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならない。

一 債権の買取りの申込み

二 事業再生計画に従つて債権の管理又は処分をすることの同意(対象事業者に対する貸付債権を信託財産とし、当該同意に係る事業再生計画に従つてその管理又は処分を機構に行わせるための信託の申込みを含む。)

三 第二十二条第一項の場合において、関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等をしたときは、機構は、当該関係金融機関等からの買取申込み等に対し、買取決定を行つてはならない。

4 機構は、買取決定を行つたときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

5 第二十三条 機構が債権の買取りを行う場合の価格は、適正な時価によるものとし、東日本大震災の発生直前の当該債権の価額に、対象事業者の事業の再生を図る観点から東日本大震災によるその被害の状況等に応じて支援基準で定める割合を乗じて得た額を基本とする。

6 前項の場合において、買取申込み等期間が満了する前に、次条第一項に規定する買取決定を行い、又は第二十六条第一項第三号の

規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、回収等停止要請を撤回し、その旨を全ての関係金融機関等に通知しなければならない。

#### (買取決定)

第二十二条 機構は、買取申込み等期間が満了し、又は買取申込み等期間が満了する前に全ての関係金融機関等から買取申込み等があつたときは、速やかに、それぞれの買取申込み等(第二十条第一項第一号に掲げる債権の買取りの申込み又は同項第二号に規定する信託の申込みをする旨のものに限る。第三項において同じ。)に對し、支援基準に従つて、債権買取り等をするかどうかを決定しなければならない。この場合において、債権買取り等をする旨の決定(以下「買取決定」という。)をするときは、一括して行わなければならない。

2 前項の場合において、機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取りをすることができると見込まれるものと額及び第二十二条第一項第二号に掲げる同意に係るものの額の合計額が必要債権額に満たないときは、買取決定を行つてはならない。

3 第二十二条第一項の場合において、関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等をしたときは、機構は、当該関係金融機関等からの買取申込み等に対し、買取決定を行つてはならない。

4 機構は、買取決定を行つたときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

5 第二十三条 機構が債権の買取りを行う場合の価格は、適正な時価によるものとし、東日本大震災の発生直前の当該債権の価額に、対象事業者の事業の再生を図る観点から東日本大震災によるその被害の状況等に応じて支援基準で定める割合を乗じて得た額を基本とする。

6 前項の場合において、買取申込み等期間が満了する前に、次条第一項に規定する買取決定を行い、又は第二十六条第一項第三号の

(買取申込み等期間の延長)

第二十四条 機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取りをすることができると見込まれるもの額及び第二十条第一項第二号に掲げる同意に係るもの額の合計額が、買取申込み等期間が満了しても必要債権額に満たないことになると見込まれるときは、当該買取申込み等期間の延長を決定することができる。この場合において、当該延長をする買取申込み等期間の末日は、支援決定の日から起算して三月以内でなければならぬ。

2 機構は、前項の規定により買取申込み等期間の延長を決定したときは、直ちに、その旨を全ての関係金融機関等に通知するとともに、まだ買取申込み等をしていない関係金融機関等に対し、当該延長をした買取申込み等期間内に買取申込み等をするよう求めなければならない。

3 第二十条第一項、第二十一条から前条まで及び第一項の規定は、同項の規定により買取申込み等期間の延長を決定した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「買取申込み等期間」とあるのは「延長をした買取申込み等期間」と、第二十一条第一項中「前条第一項前段」とあるのは「第二十四条第二項」と読み替えるものとする。

(出資決定)

第二十五条 機構は、買取決定又は第二十条第一項第二号に掲げる同意をする旨の買取申込み等に係る債権額のみで必要債権額を満たした場合における債権買取り等をしない旨の決定(以下「買取決定等」という。)を行った後でなければ、対象事業者に出資をする決定(次項及び第二十八条第一項第三号において「出資決定」という。)をしてはならない。

2 機構は、出資決定を行つたときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。(支援決定の撤回)

(第二十六条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、支援決定を撤回しなければならない。)

一 買取申込み等期間(第二十四条第一項の規定により延長をした買取申込み等期間を含む。第三号及び第四号において同じ。)が満了しても、買取申込み等がなかつたとき。

二 買取決定等を行わなかつたとき。

三 買取申込み等期間内に、関係金融機関等が回収等停止要請に反して回収等を行つたことにより、他の関係金融機関等による買取申込み等に係る債権額は必要債権額に満たないことが明らかになつたとき。

四 買取申込み等期間内に、対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

五 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者(当該対象事業者が第十九条第三項に規定する中小企業者である場合にあつては、当該対象事業者及び当該対象事業者に第五十九条第二項の規定による書面を交付した認定支援機関。以下この項において同じ。)及び関係金融機関等(前項第一号に掲げる場合にあつては対象事業者、同項第二号に掲げる場合においては対象事業者及び買取申込み等をした関係金融機関等)に対し、その旨を通知しなければならない。

(債権の管理及び処分等)

第二十七条 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行つたものの管理及び処分に当たつては、当該買取りの価格がその債権額を下回る場合は、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

6 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、支援決定の日から十五年以内に、当該支援決定に係る全ての再生支援を行つた後でなければならぬ。

7 機構が貸付債権の信託の引受けを行う場合における信託契約の終了の日は、支援決定の日から十五年以内でなければならない。

8 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、支援決定の日から十五年以内でなければならない。

(決定の公表)

を行つたものについては、当該対象事業者の東日本大震災による被害の状況、経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該買取りを行つた後の一定期間、その弁済を猶予しなければならない。

3 機構は、第一項の規定によるほか、前項の一定期間の経過後、同項の債権については、当該対象事業者の経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該対象事業者の債務を免除するよう努めなければならない。

4 機構は、対象事業者に係る債権については、当該対象事業者の経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該債権に係る保証人(その保証を受けた法人たる対象事業者の代表者その他これに準ずる者を除く。)に対する保証債務の免除、当該債権に係る物上保証人(対象事業者の債務を担保するため自己の財産を担保に供した当該対象事業者以外の者をいい、法人たる当該対象事業者の代表者その他これに準ずる者を除く。)に対する担保の解除その他の当該対象事業者の債務の保証に係る負担その他これに類する負担の軽減に資する措置をとらなければならぬ。

5 機構は、再生支援の申込みをした事業者があらかじめ申し出た場合には、買取決定等を公表するまでの間に限り、支援決定・支援決定の撤回を含む。)を公表しないことができる。

6 機構は、再生支援の申込みをした事業者に対する譲渡その他の処分の決定を行つたとき。

7 機構は、再生支援の申込みをした事業者に対する譲渡その他の処分の決定を行つたとき。

8 機構は、再生支援の申込みをした事業者に対する譲渡その他の処分の決定を行つたとき。

第一十八条 機構は、次に掲げるときは、速やかに、その旨、対象事業者の氏名又は名称その他

のとして主務省令で定める事項を公表しなければならない。

一 支援決定又はその撤回を行つたとき。

二 買取決定等を行つたとき。

三 出資決定を行つたとき。

四 対象事業者に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行つたとき。

五 一の支援決定に係る全ての再生支援を完了したとき。

六 機構が行つたことの概要を示すために必要なものとして主務省令で定める事項を公表しなければならない。

7 機構は、次に掲げる同意をした関係金融機関等(以下「機構等」という。)が有する他の債権の弁済よりも優先的に取り扱う旨が記載されていること(当該事業再生計画に、機構等が対象事業者の債務を免除する旨が記載されている場合に限る。)。

8 機構は、前項の確認を行つたときは、直ちに、その旨を当該金融機関等に通知するとともに、公告するものとする。

9 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又はインターネットを利用する主務省令で定める方法で

しなければならない。

4 機構は、第一項の確認を行つた場合において、当該対象事業者に係る買取決定等を行つたときは、直ちに、その旨を当該確認を受けた金融機関等に通知するものとし、当該金融機関等がその通知を受けた時までに当該確認に係る貸付けを行つていないとときは、当該確認は、その効力を失つ。

（再生手続の特例）

第三十条 裁判所（再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。次項において同じ。）は、機構が対象事業者に係る買取決定等の時から当該対象事業者に係る全ての債権並びに株式及び持分についての譲渡その他の処分の決定の時までの間に当該対象事業者について再生手続開始の申立てが行われた場合（当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従つて当該対象事業者の債務を免除している場合に限られる。）において、前条第一項の規定により機構が確認を行つた貸付けに係る再生債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、次に掲げる事項を考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法（平成十一年法律第二百一十五号）第一百五十五条第一項ただし書に規定する差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断しなければならない。

一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることが確認されていること。

(更生手続についての準用)  
第三十一条 前条の規定は、機構が対象事業者に係る買取決定等の時から当該対象事業者に係る

## 全ての債権並びに株式及び持分についての譲渡

その他の処分の決定の時までの間に当該対象事

うとするときも、同様とする。

業者について更生手続開始の申立てが行われた場合(当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従つて当該対象事業者の債務を免除している場合に限る。)について準用する。この場合において、同条第一項中「再生事件」とあるの

### (剩余金の配当等の決議)

第三十五条 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、主務大臣の認可を受けなければ

ば、その効力を生じない。

事業報告書を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

(区分經理等)

を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

二、対象事業者のうち農水産業協同組合貯金保  
一、次号に掲げる業務以外の業務

陰法第二条第一項に規定する農水産業協同組合が関係金融機関等であるものに係る第十六

条第一項各号に掲げる業務

る預金保険機構の出資があつたときは、その出資に係る資本金若しくは準備金又はその出資に

より増加する資本金若しくは準備金を、前項に定める経理の区分に従い(当該区分により難い

場合にあつては、政令で定めるところに従い）、  
同項各号に掲げる業務に係る勘定（）とに整理し

。機構は、第五十四条第一項第一号の規定によ  
なければならぬ。

第三回第一項第一号の規定によれば、農水産業協同組合貯金保険機構の出資があつてときは、その出資に係る資本金若しくは準備

たどりては、その出資に係る資本金若しくは準備金又はその出資により増加する資本金若しくは

準備金を、第一項第二号に掲げる業務に係る勘定に整理しなければならない。

(区分経理に係る会社法の準用等)  
第三十八条 会社法第二百九十五条、第三百三十三条、第三百七十四条、第三百九十六条、第四百三十二条、第四百三十二条、第四百三十三条から第四百四十三条まで、第四百四十六条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項、第五号に係る部分に限る)及び第二項(第五号に係る部分に限る)の規定は、前条の規定により機構が区分して行う経理について準用する。この場合において、同法第二百九十五条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」と、同法第四百四十六条中「株式会社の剰余金の額」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けられた勘定に属する剰余金の額」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額の合計額」とあるのは「であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額」と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けられた勘定に計上されるものの合計額」と、同条第一項第二号中「を準備金」とあるのは「を同項の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同項の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同法第四百四十八条第一項及び第二項中「準備金」とあるのは「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本

「金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「に準備金」とあるのは「に株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第三十七条第一項の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同項の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 機構が前条第一項の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの機構の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の機構の同項各号に掲げる業務に係る各勘定に属する資本金の額の合計額とし、機構が同項の規定により設けられた勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少したときの機構の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の機構の同項各号に掲げる業務に係る各勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項第五号に係る部分に限る)及び第二項(第五号に係る部分に限る)の規定は、適用しない。

第三十九条 機構は、日本銀行、金融機関その他

(借入金及び社債)

の者から資金の借入れをし、又は社債の発行をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、日本銀行からの資金の借入れは、日本銀行以外の者からの資金の借入れ又は機構の社債の発行を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があると認めるときに限り、行うものとする。

2 機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

3 日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十三条第一項本文の規定にかかるらず、機構に対し、第一項の資金の貸付けをすることができる。

4 農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十三

年法律第九百三号)第五十四条第三項の規定にかかるわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けない

で、第一項の資金の貸付けをすることができ

る。

5 機構が第一項の規定により資金の借入れ又は

社債の発行をして調達した資金は、第三十七条に従い、同項各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

(政府保証)

第四十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十

四号)第三条の規定にかかるわらず、国会の議決

を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は社債に係る債務について、保証契約をすることができる。

第六章 監督

(監督)

第四十一条 機構は、主務大臣がこの法律の定めに従い、同項各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

2 主務大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に

(報告及び検査)

があると認めるときは、機構に対し、その業務に

に従い監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十二条 主務大臣は、この法律を施行するた

めに必要があると認めるときは、機構からその

業務に

報告をさせ、又はその職員に、機構

の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、

帳簿、書類その他の物件を検査させることができ

る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを

提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

第七章 解散等

(機構の解散)

第四十三条 機構は、第十六条第一項各号に掲げ

る業務の完了により解散する。

(合併、分割又は解散の決議)

第四十四条 機構が合併、分割又は解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(残余財産の分配の特例)

第四十五条 機構が解散した場合において、株主に分配することができる残余財産の額は、株式の払込金額の総額に機構の行つ業務の公共性を考慮して政令で定める割合を乗じて得た金額を限度とする。

(政府の出資)

第四十六条 政府は、預金保険機構が第四十七条第一項各号に掲げる業務を行つために必要があると認めるときは、預金保険機構が第四十七条第一項各号に掲げる業務を行つために必要があると認めるときは、預金保険機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(拠出金)

第四十七条 預金保険機構は、第四十七条第一項各号に掲げる業務を行つたために必要な資金の財源に充てるため、金融機関その他の者から拠出金の拠出を受けることができる。

(配当に相当する額の分配)

第五十条 預金保険機構は、第四十七条第一項各号に掲げる業務を行つたために必要な資金の財源に充てるため、金融機関その他の者から拠出金の拠出を受けることができる。

(配当に相当する額の分配)

第五十一条 預金保険機構は、機構から剰余金の配当を受けたときは、運営委員会の議決を経て、当該配当に相当する額を、政府及び前条の規定により拠出金を拠出した者に対し、第四十九条第一項の規定による出資額及び拠出金の額に応じて分配するものとする。

(東日本大震災事業者再生支援勘定の廃止)

第五十二条 預金保険機構は、機構の解散の日以後の政令で定める日において、東日本大震災

事業者再生支援勘定を廃止するものとする。

(東日本大震災事業者再生支援勘定の廃止)

第五十三条 預金保険機構は、前項の規定により東日本大震災事業者再生支援勘定を廃止した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるとき、運営委員会の議決を経て、当該残余財産

の額を、政府及び第五十条の規定により拠出金を拠出した者に対し、第四十九条第一項の規定による出資額及び拠出金の額に応じて分配する

預金保険機構は、第一項の規定により東日本大震災事業者再生支援勘定を廃止したときは、預金保険機構の資本金のうち政府の出資に係るものにつき、第四十九条第一項の規定による出資額により資本金を減少するものとする。

（預金保険法の特徴）

五十三条、第四十七条第一項の規定により預金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における預金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十一年法律第二号)」と、「機構法」という。)の規定による機構の業務に係るものと除く。)と、同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは「業務(機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務を除く。)」と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第一百五十五条第二項、第四十条の二第一号に掲げる業務を除く。)」とあるのは「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務及び機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務を除く。)」と、同法第一百四十七条第一号中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項(機構法第五十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)」と、同法第一百五十二条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務」と、同条第七号中「第四十五条第二項」とあるのは「第四十五条第一項(機構法第五十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

第五十四条 農水産業協同組合貯金保險機構は、農水産業協同組合貯金保險法第三十四条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行つ。  
一 機構の設立の発起人となり、機構に対し出資を行うこと。

と。

2  
第四十七条第二項及び第四十八条から第五十一条までの規定は、前項の規定により農水産業協同組合貯金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合について準用する。この場合において、第四十七条第二項中「前項第一号」とあるのは「第一項第一号」、「貯金を貸付する」

は第五十四条第一項第一号」と「預金保障法第十四条」とあるのは農水産業協同組合貯金保険法第十四条と、「内閣総理大臣及び財務大臣

臣とあるのは農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣と、第四十八条中「前条第一項各

「第五十四条第一項各号」とあるのは「第五十四条第一項各号」と、第

四十九条第一項中「預金保険法第五条」とあるのは「農水産業協同組合貯金保険法第五条」と、

「第四十七条第一項各号」とあるのは「第五十四条第一項各号」、第五十条中「第四十二条第一

參照「第五十一条」と「第五十四条第一項各号」とあるのは「第五十四条第一項各号」と

読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(農水産業協同組合貯金保険法の特例)

同組合貯金保険機構が同項各号に掲げる業務を行ふ場合における農水産業協同組合貯金保険法

項」とあるのは「事項(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第

号。以下「機構法」という。)の規定による機構の業務に係るもの除去。」と、同法第三十七

七

は、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、特定協定銀行（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。）、特定認証紛争解決事業者（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条二十四項に規定する特定認証紛争解決事業者をいう。）及び認定支援機関との協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うように努めなければならない。

（政策金融機関等の協力等）

第六十二条 第二条第二項第六号に掲げる法人（次項において「政策金融機関等」という。）は、機構が第二十条第一項の規定により買取申込み等をするよう求めた場合において、当該買取申込み等に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努め、当該買取申込み等が同項第二号に掲げる同意をする旨のものであつた場合には、当該同意に係る事業再生計画に従つて対象事業者の債務の免除その他必要な協力をしなければならない。

2 政策金融機関等を所管する大臣及び財務大臣は、当該金融機関等が対象事業者に係る債権を譲渡し、又は事業再生計画に従つて対象事業者の債務を免除した場合における決算に関する書類の承認をするかどうかの判断その他政策金融機関等に対する法令に基づく権限の行使（財務大臣にあつては、政策金融機関等を所管する大臣との協議における判断を含む。）に当つては、対象事業者の再生を図り、もつて被災地域の復興に資するようにならなければならぬ。

（融資等業務実施法人の協力等）

第六十三条 一般社団法人又は一般財團法人のうち、法令に基づく融資等業務（資金の貸付け、債務の保証若しくは土地の取得、管理及び譲渡

を行う業務又はこれに準ずる業務をいう。以下この条において同じ。）を行つるもの又は国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けた（次項において「融資等業務実施法人」といいう。）は、機構が事業再生計画に従つて対象事業者の債務の免除その他の必要な協力を求めた場合において、当該協力に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努めなければならない。

（政策金融機関等の協力等）

第六十二条 第二条第二項第六号に掲げる法人（次項において「政策金融機関等」という。）は、機構が第二十条第一項の規定により買取申込み等をするよう求めた場合において、当該買取申込み等に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努め、当該買取申込み等が同項第二号に掲げる同意をする旨のものであつた場合には、当該同意に係る事業再生計画に従つて対象事業者の債務の免除その他必要な協力をしなければならない。

2 前項の融資等業務を行う根拠となる法律又はこれに基づく命令を所管する大臣及び同項の補助金等を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第一項に規定する各省各庁の長をいう。）（以下この項において「法令所管大臣等」という。）並びに財務大臣は、融資等業務実施法人が対象事業者の債務を免除する場合における当該融資等業務実施法人に対する法令に基づく権限の行使（財務大臣にあつては、法令所管大臣等との協議における判断を含む。）に当つては、対象事業者の再生を通じて東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もつて被災地域の復興に資するようになるとのこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

（国、地方公共団体、機構等の連携及び協力）

第六十四条 国、地方公共団体、機構その他の関係者は、事業再生計画に基づく対象事業者の事業の再生を円滑に推進するために協力が必要であると認めるときは、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（融資等業務実施法人の協力等）

第六十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

## 第十章 訴則

第六十六条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行つべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十七条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（施行期日）

第六十八条 第六十一条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法明治四十年法律第四十五号第二条の例に従う。

第六十九条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行つべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者が、第十四条の規定に違反してその職

務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条 第四十二条第一項の規定による報告をする法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けた（次項において「融資等業務実施法人」といいう。）は、機構が事業再生計画に従つて対象事業者の債務の免除その他の必要な協力を求めた場合において、当該協力に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努めなければならない。

（政令への委任）

第六十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

六条第一項に規定する都市再生整備計画又は中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二条）第九条第十一項に規定する認定基本計画その他の地域の活性化に関する施策の重目的、効果的かつ効率的な推進に当たつては、対象事業者の再生を通じて東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もつて被災地域の復興に資する観点から、相互に連携を図るよう努めなければならない。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行つべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

2 第十六条第二項の規定に違反して、募集株式を引き受けた者の募集をしたとき。

二 第十六条第二項の規定に違反して、業務を行つたとき。

三 第三十三条の規定に違反して、予算の認可を受けなかつたとき。

四 第三十六条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書又は事業報告書の承認を受けなかつたとき。

五 第三十九条第一項の規定に違反して、資金を借り入れ、又は社債を発行したとき。

六 第四十二条第二項の規定による命令に違反したとき。

第七十二条 第五条第二項の規定に違反して、その名称中に東日本大震災事業者再生支援機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(調整規定)

第三条 この法律の施行の日が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)第二条の規定の施行の日前である場合には、同条の規定の施行の日の前日までの間における第六十四条第二項の規定の適用については、同項中「第九条第十一項」とあるのは、「第九条第十項」とする。(経過措置)

第四条 この法律の施行の際にその名称中に東日本大震災事業者再生支援機構という文字を使用している者については、第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条 機構の成立の日の属する事業年度の機構の予算については、第三十三条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一  
部改正)

第六条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項第一号に次のように加える。

ト 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

第五十三条第二項に次の一号を加える。

六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合第五十四条第一項第一号の二中「へ」を「ト」に改める。

第五十五条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

第七十六条第三項中「場合及び」を「場合、」に、「申出がなされた場合に」を「申出がなされた場合及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から資産の買取りの申込みがなされた場合又は資産の買取りに係る入札の実施の広告若しくは申出がなされた場合に」に改める。

(中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部改正)

第七条 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために臨時措置に関する法律(平成二十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「あるもの」の下に「又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第二十一条第一項に規定する対象事業者であるもの)」を加え、「同条第一項を「株式会社企業再生支援機構法第二十六条第一項」に改め、「場合」の下に「又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構から株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十条第一項の規定により同項に規定する買取申込み等の求めがあった場合」を加える。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九条に次の二項を加える。

15 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日ににおける法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度(以下この項において「過去事業年度」という。)の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除

した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項に次の二号を加える。

三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事務

イ 次に掲げる事項の認可に関すること。

(1) 設立

(2) 会社法第三十八条第一項に規定する

設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任

(3) 取締役及び監査役の選任及び解任の決議

(4) 定款の変更の決議

(5) 合併、分割及び解散の決議

ロ 関係行政機関の事務の調整に関すること。

平成二十三年九月二日印刷

平成二十三年九月五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇